

沖縄県赤土等流出防止条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成7年10月9日

沖縄県知事 大田 昌 秀

沖縄県規則第63号

沖縄県赤土等流出防止条例の施行期日を定める規則

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）の施行期日は、平成7年10月15日とする。

沖縄県赤土等流出防止条例施行規則をここに公布する。

平成7年10月9日

沖縄県知事 大田 昌 秀

沖縄県規則第64号

沖縄県赤土等流出防止条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める団体）

第2条 条例第2条第5号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本道路公団
- (2) 住宅・都市整備公団
- (3) 地域振興整備公団
- (4) 港湾管理者
- (5) 雇用促進事業団
- (6) 農用地整備公団
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が適当と認めるもの

(赤土等流出防止装置)

第3条 条例第2条第9号の規則で定める装置等は、発生源対策装置、流出濁水対策装置及び濁水最終処理対策装置とする。

(赤土等流出防止施設基準等)

第4条 条例第4条第1項の赤土等流出防止施設に関する基準(以下「施設基準」という。)及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準(以下「管理基準」という。)は、別表のとおりとする。

(規則で定める事業行為)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める事業行為は、次に掲げる事業行為とする。

- (1) 施設基準に規定する最終沈殿及び放流装置を設置し、又は当該装置を施設基準に規定する締切畦畔等装置と組み合わせること等によって、施設基準に規定する最低貯留容積を確保することが、技術的その他の理由により著しく不合理な地域における事業行為
- (2) 島尻マージ地域等で雨水等の地下浸透性が顕著なこと等により、赤土等の流出のおそれがないことが明らかな地域における事業行為

(事業行為の届出)

第6条 条例第6条の規定による届出は、事業行為届出書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第6条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
- (2) 事業現場付近の見取図
- (3) 工程表及び最大裸地率調査(第2号様式)
- (4) 3月単位の最大裸地出現時の工事状況平面図(縮尺は、原則として1,000分の1とする。)
- (5) しゅん工時の裸地残存状況図(縮尺は、原則として1,000分の1とする。)
- (6) 前2号に係る赤土等流出防止対策状況平面図(縮尺は、原則として1,000分の1とする。)
- (7) 赤土等流出防止施設の構造図、配置図等の設計図書
- (8) 赤土等流出防止対策責任者の住所及び氏名

- ⑨ 工事施行者の住所及び氏名並びにその選任する赤土等流出防止管理者の住所及び氏名
 - ⑩ 事業行為に伴って生じ、又は沈殿池等に堆積した赤土等の運搬、除去及び処分に係る計画書
 - ⑪ 第5条第1号の事業行為の認定を受けようとする場合は、その理由書
 - ⑫ 事業行為の完了後に赤土等流出防止施設の残置及び管理を必要とする事業行為にあつては、事業行為の完了後の当該施設の管理に関する計画書
 - ⑬ 水中又は水際での事業行為を行う場合は、当該事業行為に起因する堆積赤土等の除去に関する計画書
 - ⑭ その他特に知事が必要と認める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、農業に従事する者又は農業生産法人が3,000平方メートル未満の農地又は採草放牧地の改良又は造成事業を行うときは、条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
 - (2) 事業現場付近の見取図
 - (3) しゅん工時の裸地残存状況図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
 - (4) 赤土等流出防止対策状況平面図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
 - (5) 事業行為に伴って生じ、又は沈殿池等に堆積した赤土等の運搬、除去及び処分に係る計画書
 - (6) 事業行為の完了後の赤土等流出防止施設の管理に関する計画書
- 4 前2項の規定にかかわらず、第5条第2号の事業行為の認定を受けようとする場合にあつては、条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第5条第2号の事業行為であることを説明する理由書
 - (2) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
 - (3) 事業現場付近の見取図
 - (4) 事業行為に伴って生ずる残土の処分に係る計画書
（事業現場の面積等の変更の届出）

第7条 条例第7条の規定による届出は、事業現場の面積等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第7条ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第6条第4号の規定により届け出た事業現場の面積の変更が、10パーセント未満で、かつ、1,000平方メートル未満の変更
- (2) 赤土等流出防止施設の工事の実施に関し、現場状況等により通常必要と認められる軽微な変更
- (3) 赤土等の流出防止対策上、変更前以上の効果をあげることが明らかな軽微な変更

(氏名の変更等の届出)

第8条 条例第8条の規定による届出は、氏名変更等届出書(第4号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第9条第2項の軽微な変更については、第7条第2項各号の規定を準用する。この場合において、第7条第2項第1号中「条例第6条第4号の規定により届け出た」とあるのは「条例第9条第1項の規定により通知した」と読み替えるものとする。

(規則で定める団体)

第10条 条例第9条第4項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県住宅供給公社
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (3) 土地改良区
- (4) 土地区画整理組合
- (5) 沖縄県農業開発公社
- (6) 沖縄ビジターズビューロー
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が適当と認めるもの

(赤土等流出防止対策責任者等の実施事項)

第11条 条例第12条第2項の規則で定める事項は、別表に規定する管理基準に定めるところによる。

(承継の届出)

第12条 条例第13条第3項の規定による届出は、地位承継届出書（第5号様式）により行うものとする。

（事業行為の廃止等に伴う措置）

第13条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、裸地の緑化を基本として、別表の施設基準及び管理基準の例によるものとする。

2 条例第15条第1項の規定による届出は、事業行為の廃止（中止）届出書（第6号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、第7号様式のとおりとする。

（書類の提出先等）

第15条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本に写し1通を添えて、当該事業現場の地域を管轄する保健所長（当該事業現場の地域が2以上の保健所の管轄区域にわたる場合においては、それぞれの保健所長）を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年10月15日から施行する。

別表（第4条関係）

第1 施設基準

（赤土等流出防止施設の設置計画の基本）

1 赤土等流出防止施設（以下「施設」という。）は、次の各号により計画するものとする。

- (1) 雨水等の排水系統及び公共用水域への流出経路について、事業現場周辺の現況を十分調査すること。
- (2) (1) の調査を基に、事業行為区域を、赤土等の流出防止対策が最も合理的かつ効果的になされるように、雨水等の集水域を基本にして工区ごとに分割し、各工区ごとに施設を計画することを原則とする。

（土工事の計画及び実施の基本）

2 土工事は、施設による赤土等の流出防止効果が安全かつ最大限に発揮されるように、合理的な事業計画のもとで次の各号により行うものとする。

- (1) 梅雨期等を極力避けるなど、中長期的気象予報も含めた気象状況へ配慮を行うこと。
- (2) 裸地の大規模な露出を極力抑制するために、土工事は原則として1工区ごとに行うものとし、1工区の完成後に他の工区に着手すること。ただし、工区間で切盛土量の均衡を取る必要がある場合等にあっては、2工区以上の土工事を同時に行うことができる。
- (3) 土工事計画の立案及び実施に当たっては、裸地の最小化対策を基本的な配慮事項として、裸地面積に当該裸地の出現日数を乗じた値が常に最小となるよう努めること。
- (4) 事業行為に伴って生ずる残土は、工区間振替を行うなど、計画的な運土処理により、その発生を最小限にするよう極力努めること。

（法面工の基本）

3 法面のこう配は、法面の崩壊に対する安全性を考慮するとともに、表流水による侵食をも考慮し、現場状況に応じて法面小段の設置、増設等により、その対策を十分講ずること。

(施設の構成)

4 施設は、原則として次の装置から構成されるものとする。

- (1) 発生源対策装置
- (2) 流出濁水対策装置
- (3) 濁水最終処理対策装置

(装置の定義)

5 4に掲げる装置の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 発生源対策装置 裸地面を覆い、又は土の物理的安定度若しくは地下浸透性を促進することによって、赤土等の流出を発生源で抑止するための次に掲げる装置をいう。

- ① 表土保全装置（植生、種子吹付け、土壌団粒化剤散布、砂利敷き等を言う。）
- ② 仮表土保全装置（シート、マルチング（敷草等）、アスファルト乳剤散布等をいう。）

(2) 流出濁水対策装置 濁水の流速の減衰、発生源付近における滞留及び地下浸透並びに流出の時間的分散を測り、工事区域外からの雨水等の混入による濁水の増加を防止することによって、赤土等流出源の二次的、連鎖的発生を防止し、流出赤土等の沈降を促進し、又は最終沈殿池での処理量若しくは単位時間当たりの処理量を減少させるための次に掲げる装置をいう。

- ① 流出抑制及び水路装置（小堤装置、水路（承水路、集水路等）装置、^まく^{かご}及び籠装置、逆押し盛土装置等をいう。）
- ② 区域外水等混入防止装置（切り回し水路装置等をいう。）
- ③ 締切畦畔等装置（畦畔、土堰堤等により一定の区域を締め切って、濁水を発生源付近で滞留又は地下浸透させるものをいう。）

(3) 濁水最終処理対策装置 赤土等の流出濁水を貯留又は処理して、自然的又は強制的沈殿及びろ過を行い、その上澄水又はろ過水を公共用水域に放流するための次に掲げる装置をいう。

- ① 最終沈殿及び放流装置（最終沈殿池及びその付帯放流装置をいう。）

② 濁水拡散防止装置（水中又は水際で工事を行う場合の矢板締切、汚濁防止フェンス等及びその付帯放流装置をいう。）

（装置に関する基準）

6 5の装置に関する基準については、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 発生源対策装置

① 表土保全装置及び仮表土保全装置

ア 表土保全装置は、工事によって生じた裸地に速やかに施すものとする。ただし、当該裸地面が完成造成面でないときは、^ツ法面にあつては仮表土保全装置を速やかに施し、その他の平坦地等にあつては工事によって生じた裸地部分の転圧をその日のうちに施すことで足りるものとする。

イ アの規定にかかわらず、当該裸地面が農作物の栽培に直接供される土地に整形された完成造成面で、かつ、締切畦畔^{びいばん}等装置で当該区域を締切った場合は、付表の基準により、マルチングを施すことで足りるものとする。

ウ 工事現場から発生した赤土等を仮置きする場合は、仮表土保全装置を速やかに施すこと。

エ 表土保全装置又は仮表土保全装置を施すに当つては、イに規定する農作物の栽培に直接供される土地以外の土地については、あらかじめ、^ツ法面にあつては土羽^{とば}バケット等で整形及び転圧を行い、その他の裸地面にあつてはローラー等による転圧を行うこと。ただし、雨水の地下浸透が容易な石灰岩地域等で、転圧及び整形が環境保全上その他の理由により不合理な区域については、当該区域を締切畦畔^{びいばん}等で締め切ることによって、転圧及び整形に代えることができる。

オ その他発生源対策装置に関する基準等については付表のとおりとする。

② ①の規定にかかわらず、水中又は水際での工事については、^ツ濁水最終処理対策装置の②の規定する濁水拡散防止装置を設置することで足りるものとする。

② 流出濁水対策装置

① 流出抑制及び水路装置

ア 流出抑制及び水路装置は、小堤装置、水路装置、柵及び籠装置等を現場の状況に応じて適宜組み合わせて、土工事等の進捗に合わせて設置するものとする。小堤装置については、傾斜が2度以下の裸地面にあっては斜面長概ね40メートルにつき1箇所、傾斜が2度を超える裸地面にあっては斜面長概ね30メートルにつき1箇所を、等高線と平行方向に設置することを基本とする。傾斜が3度以上ある裸地については、その増設を行うこととする。

イ 法面工にあっては、法面整形と同時に小堤装置を、法肩又は法尻に、法肩線又は法尻線と平行に適宜設けることを基本とする。法面が小段によって複数の法面から階段式に構成されるときは、整形によって当該装置が設置可能となった小段及び法肩から速やかに設置するものとする。

ウ 車両が通行する現場の裸地面は、運行方向に平行する水路装置側にこう配を適宜つけるものとし、当該裸地面の片側が山腹等に接しているときは、原則として、水路装置及びこう配を山側につけるものとする。

エ 谷部で盛土等を行う現場にあっては、原則として、逆押し盛土工法又は当該工法の趣旨を生かした盛土工法により、土堰堤等を先に築造し、当該現場から発生する濁水が直接流出しないようにするものとする。土堰堤等の築造においては、土堰堤等内の貯留濁水が赤土等を自然沈降させ、暗渠等を通じて土堰堤等外に適正に排水されるものとする。

② 区域外水等混入防止装置 切り回し水路装置等は、土工事区域外の雨水、工事区域内の湧水等の混入による濁水の増加の防止を目的として、土工事に先行して設置しなければならない。

③ 締切畦畔等装置 締切畦畔等装置は、濁水の発生源付近における貯留及び地下浸透が比較的容易な農耕地、小規模造成仮設地、石灰岩地域等で用いるものとする。

- ④ その他流出濁水対策装置に関する基準等については付表によるものとする。

③ 濁水最終処理対策装置

① 最終沈殿及び放流装置

ア 最終沈殿及び放流装置は、土工事に先行して設置しなければならない。

イ 当該装置の濁水貯留容積は、土工事による裸地面積1,000平方メートルにつき、150立方メートル以上を確保しなければならない。ただし、表土保全装置を施した区域（播種による緑化区域については、斜面流出防止装置等が施され、又は緑被植物が十分生育することによって、赤土等の流出のおそれがないことが明らかな区域に限る。）で当該区域への降雨が区域外水等混入防止装置によって、工事区域外へ排水されている場合には、当該表土保全装置を施した区域の面積を裸地面積から除外することができる。

ウ イの規定にかかわらず、次の(7)、(イ)又は(ウ)の場合にはそれによることができる。

(7) 裸地又は裸地を含む区域を、締切畦畔^{けいはん}等装置で締め切り、又は付表の逆押し盛土装置によって凹状区域をつくり出して、当該区域内に濁水を貯留することができる場合などには、当該貯留容積を上記イの最低必要容積に算入することができる。

(イ) 当該装置に、赤土等の濁水をろ過若しくは沈殿促進するために自然素材を利用した装置又は機械的若しくは化学的な装置を付加した場合は、当該処理排水の浮遊物質量の値が管理基準を満たす装置能力の範囲で、イの最低必要容積を縮小できる。この場合、施設の容積算定に当たっては2年確率降雨強度によるものとする。

(ウ) その他処理排水が管理基準に規定する浮遊物質量の基準を満たす範囲で、当該装置での処理量又は単位時間当たりの処理量を減少させることができる場合は、イの最低必要

容積を縮小することができる。この場合、施設の容積算定に当たっては2年確率降雨強度によるものとする。

- ② 濁水拡散防止装置 濁水拡散防止装置は、水中又は水際での土工事を行うときに設置するものとする。
- ③ その他濁水最終処理対策装置に関する基準等については付表によるものとする。

第2 管理基準

施設基準に基づいて設置された赤土等流出防止施設は、その機能が十分に確保されるよう次により管理しなければならない。

(濁水の排出基準)

1 施設基準の6(3)①最終沈殿及び放流装置(施設基準の6(3)①ウ(7)の締切畦畔等装置、逆押し盛土装置等によって、赤土等の流出濁水を地下浸透又は滞留させる場合を含む。)に貯留し、又は誘導した濁水は、浮遊物質質量 200 mg/l 以下で排出しなければならない。

(濁水の排出及び排出時期)

2 1の排出基準による濁水の排出は、当該濁水が自然沈殿等により浮遊物質質量 200 mg/l 以下で排出可能な状態に達したときは、これを速やかに行うものとする。

(濁水の排出の特例)

3 2にかかわらず、施設基準の6(3)①ウ(7)により、締切畦畔装置、逆押し盛土装置等による凹状地に濁水を貯留する場合等で、最終的に地下浸透又は埋戻し処理を行うときは、濁水最終処理対策装置の最低必要容積が確保されている限りにおいて、貯留濁水を排出しないことができる。

(浮遊物質量の測定)

4 濁水を排出するときは、別紙第1により排出水の浮遊物質量を測定し、記録しなければならない。この場合において、当該測定は、透視度計による簡易計測によることができる。

(降雨時等の見回り点検)

5 降雨のおそれがある時及び降雨時にあっては、赤土等流出防止管理者は、赤土等流出防止施設を見回り点検して、その結果を別紙第2に記録するとともに、赤土等流出防止対策責任者に報告するものとする。

(改善措置)

6 5の見回り点検において異状が発見されたときは、赤土等流出防止管理者及び赤土等流出防止対策責任者は、直ちにこれを改善する

ものとする。

(非常時の措置及び報告)

- 7 赤土等流出防止施設が災害により破損したときは、直ちに非常措置を施すとともに、所管保健所に連絡し、かつ、別紙第3により保健所を経由して知事に報告するものとする。

(堆積赤土等の除去)

- 8 施設に堆積した赤土等(濁水拡散防止装置に堆積したものを除く。)は、排水後に速やかに除去するものとする。ただし、締切畦畔装置によって締切った区域及び堰堤と盛土部の間の凹状地に赤土等が堆積した場合等で、施設の機能に支障を生じないことが明らかであるときは、その限りで赤土等の除去をしないことができる。また、濁水拡散防止装置に堆積した赤土等については、知事に提出した計画書に従い、これを除去することとする。

(除去赤土等の処理)

- 9 赤土等流出防止施設から除去した赤土等は、公共用水域の汚濁の原因とならないよう適正に処理しなければならない。

別紙第 1

浮遊物質量測定記録表

- 1 事業名
- 2 測定者氏名
- 3 年月日
- 4 天気
- 5 測定方法
- 6 測定結果

測定場所	測定時刻	浮遊物質量 濁度、透視度（単位）	最終沈澱池及び放流装置の状況
地点略図			摘 要
赤土等流出防止管理者 氏名			印

見回り点検表

- 1 事業名
- 2 記録者氏名
- 3 年月日
- 4 天気
- 5 点検結果

- (1) 発生源対策装置 対策：良好・普通・要改善 ()
- (2) 流出濁水対策装置 対策：良好・普通・要改善 ()
- (3) 濁水最終処理対策装置 対策：良好・普通・要改善 ()
- (4) その他 () 対策：良好・普通・要改善 ()

見回り点検略図	
---------	--

- 6 改善の状況

赤土等流出防止管理者 氏名		印
---------------	--	---

別紙第 3

沖縄県知事殿

非常時の措置報告について

標記について、赤土等流出防止施設管理基準（7）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 所在地
- 3 赤土等流出防止対策責任者氏名 印
赤土等流出防止管理者氏名 印
- 4 災害による施設の破損等の年月日
- 5 破損等の状況、原因等
- 6 講じた非常措置の概要
- 7 措置の結果
- 8 添付書類 有 無
(1) 浮遊物質量測定記録表(別記様式第1)及び見回り点検表(別記様式第2)の写し
(2) その他
- 9 場内及び破損箇所略図

10. 備考

赤土等流出防止対策技術手帳

編 著 沖縄県土木建築部技術管理室
TEL 098-866-2374

発行所 (財) 沖縄県建設技術センター
TEL 098-832-8442

発 行 平成11年3月 初版 1刷



沖縄県

技 術 管 理 室	098-866-2374
北 部 土 木 事 務 所	0980-53-1255
中 部 土 木 事 務 所	098-898-5800
南 部 土 木 事 務 所	098-866-1129
宮 古 支 庁 土 木 建 築 課	09807-2-2769
八 重 山 支 庁 土 木 建 築 課	09808-2-2217